

平成 26 年度 定例監査の結果に基づく措置状況

1 知事

(1) 本庁

番号	機 関 名	ページ
1	会計管理部	1
2	総務局	2～4
3	地域政策局	5
4	環境県民局	6～7
5	健康福祉局	8～9
6	商工労働局	10
7	農林水産局	11
8	土木建築局	12～14

(2) 地方機関

番号	機 関 名	所管部局	ページ
9	消防学校	危機管理監	15
10	西部厚生環境事務所・西部保健所	健康福祉局	16～17
11	東部こども家庭センター		18
12	県立福山高等技術専門校	商工労働局	19～20
13	北部農林水産事務所	農林水産局	21
14	西部建設事務所[呉支所, 廿日市支所, 安芸太田支所, 東広島支所]	土木建築局	22

(3) 財政的援助団体

番号	機 関 名	所管部局	ページ
15	一般財団法人中央森林公園協会	環境県民局	23
16	RCCホールマネジメントグループ		23
17	株式会社広島テクノプラザ	商工労働局	24
18	株式会社ひろしまイノベーション推進機構		24
19	三次地方森林組合	農林水産局	25
20	一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団		25

2 企業局

(1) 本庁

番号	機 関 名	ページ
1	企業局	26

(2) 財政的援助団体

番号	機 関 名	ページ
2	株式会社水みらい広島	26

3 病院事業局

地方機関

番号	機 関 名	ページ
1	県立安芸津病院	27

4 教育委員会

(1) 本庁

番号	機 関 名	ページ
1	教育委員会事務局	28

(2) 地方機関

番号	機 関 名	ページ
2	県立呉宮原高等学校	29
3	県立三原高等学校	30
4	県立大竹高等学校	30
5	県立大柿高等学校	31
6	県立吉田高等学校	31～32
7	県立松永高等学校	32
8	県立安西高等学校	33～34
9	県立呉工業高等学校	34～35
10	県立西城紫水高等学校	35
11	県立尾道特別支援学校	36
12	県立庄原特別支援学校	36

(3) 財政的援助団体

番号	機 関 名	ページ
13	公益財団法人広島県教育事業団	37～38

5 公安委員会

本庁

番号	機 関 名	ページ
1	警察本部	39

6 選挙管理委員会

番号	機 関 名	ページ
1	選挙管理委員会事務局	40

【知事】

1 会計管理部（監査年月日：平成 26 年 8 月 4 日）

監 査 結 果 (指摘事項)	
【ア 借受物品の管理について】 次の物品について、備品出納簿に記録していなかった。適正な事務処理に努められたい。（会計総務課）	
借受物品	レジスター 63台
根 拠	広島県物品管理規則第 41 条
措 置 の 内 容	
【原因】 物品管理規則の理解が不十分であった。	
【措置内容】 当該借受物品については、平成 26 年 7 月 22 日に備品登録を行い、備品出納簿に記録した。 今後は、物品管理規則に基づき、借受物品についても速やかに登録することを徹底し、適切な物品管理事務の執行に努める。	

監 査 結 果 (指摘事項)	
【イ 委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、産業廃棄物の収集運搬又は処分を委託する場合は、それぞれ許可を受けた産業廃棄物処理業者等に委託しなければならないが、一部の産業廃棄物について処分の許可を有していない業者に、処分まで一括して委託していた。 また、産業廃棄物の収集運搬及び処分業務は、法令等で定める場合を除き他人に委託してはならないとされているが、処分業務の一部を他の業者へ再委託していた。適正な事務処理に努められたい。（総務事務課）	
契約名	産業廃棄物収集・運搬及び処分業務（平成 25 年度）
根 拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 5 項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 16 項
措 置 の 内 容	
【原因】 法令の理解が不十分であった。	
【措置内容】 平成 26 年度以降の契約においては、受注者が委託業務を遂行可能かどうか、提出された許可証との照合を確実にを行うとともに、再委託することの無いよう契約前に受注者に対し指導している。	

2 総務局（監査年月日：平成 26 年 8 月 7 日）

監 査 結 果 (指摘事項)			
<p>【ア 委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、(ア) 及び (イ) のとおり不適正な事務処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。(財産管理課)</p>			
<table border="1"> <tr> <td style="width: 10%;">契約名</td> <td>平成 25 年度県庁舎汚水槽・雑排水槽、屋外排水桝等清掃に伴う汚泥処分業務委託</td> </tr> </table>	契約名	平成 25 年度県庁舎汚水槽・雑排水槽、屋外排水桝等清掃に伴う汚泥処分業務委託	
契約名	平成 25 年度県庁舎汚水槽・雑排水槽、屋外排水桝等清掃に伴う汚泥処分業務委託		
<p>(ア) 中間処分場及び最終処分場の所在地、処分方法並びに施設の処理能力が契約書に記載されていなかった。</p>			
<table border="1"> <tr> <td style="width: 10%;">根 拠</td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 6 項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 2 第 4 号</td> </tr> </table>	根 拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 6 項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 2 第 4 号	
根 拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 6 項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 2 第 4 号		
措 置 の 内 容			
<p>【原因】 根拠である廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の理解が不十分であったことから、事務に遺漏が生じたもの。</p>			
<p>【措置内容】 契約書に受託者の産業廃棄物処分業許可証（中間処分場及び最終処分場の所在地、処分方法並びに施設の処理能力を記載あり）の写しを添付した。今後も、適正な事務の執行に努める。</p>			

監 査 結 果 (指摘事項)			
<p>(イ) 受託者の産業廃棄物処分業許可証の写しが契約書に添付されていなかった。</p>			
<table border="1"> <tr> <td style="width: 10%;">根 拠</td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 6 項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 2 第 4 号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 4</td> </tr> </table>	根 拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 6 項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 2 第 4 号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 4	
根 拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 6 項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 2 第 4 号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 4		
措 置 の 内 容			
<p>【原因】 根拠である廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の理解が不十分であったことから、事務に遺漏が生じたもの。</p>			
<p>【措置内容】 契約書に受託者の産業廃棄物処分業許可証（中間処分場及び最終処分場の所在地、処分方法並びに施設の処理能力を記載あり）の写しを添付した。今後も、適正な事務の執行に努める。</p>			

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

【イ 公募型プロポーザルにより執行した委託契約の事務処理について】

公募型プロポーザルにより執行した委託契約において、不適正な事務処理を行っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 公募型プロポーザルの審査により最優秀者が決定した後に作成すべき随意契約の執行伺が作成されていなかった。

業務名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広島県緊急雇用対策基金事業平成 25 年度県有施設データベース構築委託業務 (財産管理課) ・ 尾道地域医療連携推進特区に係る評価分析調査業務 (経営企画チーム) ・ 環境観光モデル都市づくり推進特区に係る「環境観光」の振興・評価分析業務 (経営企画チーム)
根 拠	公募型プロポーザル事務処理要領 (平成 25 年 3 月 15 日制定) 参考資料

措 置 の 内 容

【原因】

根拠となる事務処理要領の理解が不十分であったことから、事務に遺漏が生じたもの。(財産管理課)
 公募型プロポーザル事務処理要領 (平成 25 年 3 月 15 日制定) に対する担当者の認識が不足していたため。(経営企画チーム)

【措置内容】

公募型プロポーザル事務処理要領の参考資料にある事務の流れを理解し、適正な事務の執行に努める。(財産管理課)
 公募型プロポーザル事務処理要領を改めて担当者に周知し、今後、類似業務を行う際の再発防止を徹底した。(経営企画チーム)

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

(イ) 公募型プロポーザル参加希望者に対する参加資格要件の確認結果の通知を文書でなく口頭で行っていた。

業務名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 尾道地域医療連携推進特区に係る評価分析調査業務 (経営企画チーム) ・ 環境観光モデル都市づくり推進特区に係る「環境観光」の振興・評価分析業務 (経営企画チーム)
根 拠	公募型プロポーザル事務処理要領 13 公募型プロポーザル参加資格要件の確認

措 置 の 内 容

【原因】

公募型プロポーザル事務処理要領 (平成 25 年 3 月 15 日制定) に対する担当者の認識が不足していたため。

【措置内容】

公募型プロポーザル事務処理要領を改めて担当者に周知し、今後、類似業務を行う際の再発防止を徹底した。

監 査 結 果 (指摘事項)

【ウ 重要物品の管理について】

次の重要物品について、平成 25 年度までに廃棄しているにもかかわらず、職員調査日現在、不用の決定及び廃棄の手続を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。(業務プロセス改革課)

物品名	・ ハブ 1台 ・ 電源装置 2台
根 拠	広島県物品管理規則第 41 条

措 置 の 内 容

【原因】

廃棄済みの重要物品について、備品台帳からの削除を失念していたもの。

【措置内容】

備品台帳から削除し、現状との整合性を確保した。(削除年月日：平成 27 年 1 月 1 6 日)

監 査 結 果 (改善を求める事項)

【委託契約における履行確認について】

広島県緊急雇用対策基金事業「平成 25 年度県有施設データベース構築委託業務」及び環境観光モデル都市づくり推進特区に係る「環境観光」の振興・評価分析業務(平成 25 年度)において、委託事業の実施に要した経費の実支出額と委託契約に定める委託料の限度額のいずれか低い額を確定額として支出することになっているが、委託料の確定に当たり、支出証拠書類に基づく履行確認が不十分であった。精算額に誤りはなかったものの、適切な事務処理を行う必要がある。(財産管理課, 経営企画チーム)

措 置 の 内 容

- 委託料の確定などの契約事務において、契約内容に基づき、委託事業の実施に要した経費の実支出額と委託契約に定める委託料の限度額のいずれか低い額を確定額として支出することになっている場合は、支出証拠書類による履行確認を十分に行うことが必要であることを理解し、適正な事務の執行に努める。(財産管理課)
- 今後、類似業務を行う際には、支出証拠書類に基づく履行確認を行うよう担当者に周知し、再発防止を徹底した。(経営企画チーム)

3 地域政策局（監査年月日：平成26年8月6日）

監 査 結 果 (指摘事項)
<p>【ア 金庫の管理について】 執務室内に設置してある金庫の1つが開錠できなくなっていた。金庫の中を確認するとともに、適正な管理に努められたい。（地域政策総務課）</p>
措 置 の 内 容
<p>【原因】 執務室内の2つの金庫の1つが長期間使用していなかったため、金庫の暗証番号が不明となってしまったことから、開錠できなくなっていた。</p> <p>【措置内容】 監査委員事務局職員立ち会いのもと、業者が開錠し、金庫の中を確認した。 また、当該金庫は今後も使用見込みがないため、破棄した。</p>

監 査 結 果 (指摘事項)		
<p>【イ 郵便切手の取扱いについて】 郵便切手の使用については、使用課（国際課）が郵便切手受払簿（以下、「受払簿」という。）に記載せず、また幹事課（地域政策総務課）も使用課の受払簿に決裁を行わないまま、郵便切手の受払及び使用を行っていた。適正な事務処理に努められたい。 なお、幹事課において作成される郵便切手使用簿は適正に処理されていた。 （地域政策総務課、国際課）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">根 拠</td> <td>郵便切手類の管理について （平成23年11月29日付け 会計管理者（総務事務課）通知）</td> </tr> </table>	根 拠	郵便切手類の管理について （平成23年11月29日付け 会計管理者（総務事務課）通知）
根 拠	郵便切手類の管理について （平成23年11月29日付け 会計管理者（総務事務課）通知）	
措 置 の 内 容		
<p>【原因】 使用課（国際課）及び幹事課（地域政策総務課）において、郵便切手使用に係る事務処理手順が徹底されていなかった。</p> <p>【措置内容】 記入漏れ1件について、受領担当者に事実確認を行い、受払簿の記入及び決裁を行った。 なお、同様の事案が生じないように、局内の全職員に事務処理手順の周知徹底を行った。</p>		

監 査 結 果 (指摘事項)
<p>【ウ 委託契約の事務処理について】 次の委託契約について、公募型プロポーザルの審査により最優秀者が決定した後に作成すべき随意契約の執行何かが作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。 （地域力創造課、都市圏魅力づくり推進課、平和推進プロジェクト・チーム）</p>
措 置 の 内 容
<p>【原因】 所管課において、公募型プロポーザル事務処理要領の事務処理手順が徹底されていなかった。</p> <p>【措置内容】 同様の事案が生じないように、局内の全職員に事務処理手順の周知徹底を行った。</p>

4 環境県民局（監査年月日：平成 26 年 7 月 23 日）

監 査 結 果 (指摘事項)

【ア 行政財産使用料の徴収について】

行政財産使用料の徴収において、収入手続がされていないものや遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（文化芸術課）

使用許可財産	許可内容	徴収すべき期限	納付書に記載された納付期限	使用料 (年額)
土地（広島県民文化センター）	電柱（1本）	平成 26 年 4 月 30 日	収入手続未了 (平成 26 年 7 月 4 日職員調査確認時)	1,500 円
	電力ケーブル	平成 26 年 4 月 30 日		1,500 円
建物（広島県民文化センター）	自動販売機	平成 26 年 4 月 30 日		6,500 円
	携帯電話用基地局設備	平成 26 年 4 月 30 日		7,500 円
建物（広島県民文化センターふくやま）	携帯電話用基地局設備	平成 26 年 4 月 30 日		4,500 円
	自動販売機	平成 26 年 4 月 30 日		27,810 円
	伝送用マイクロ送信機	平成 26 年 4 月 30 日	13,610 円	
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第 4 条			

措 置 の 内 容

【原因】

事務の引き継ぎが十分でなかったことや、進行管理が適当でなかった。

【措置内容】

平成 26 年度監査の指摘を受け、すぐに納入通知書を作成して行政財産使用者に送付し、納入を受けた。平成 27 年度の徴収においても、事務の引き継ぎが十分でなく、納入に遅延が生じた。

<納入状況>

使用許可財産	許可内容	徴収すべき期限	実際の納入日	
			平成 26 年	平成 27 年
土地（広島県民文化センター）	電柱（1本）	4月30日	5月12日	5月25日
	電力ケーブル	4月30日	7月25日	5月25日
建物（広島県民文化センター）	自動販売機	4月30日	7月30日	5月14日
	携帯電話用基地局設備	4月30日	7月25日	5月20日
建物（広島県民文化センターふくやま）	携帯電話用基地局設備	4月30日	7月25日	5月20日
	自動販売機	4月30日	7月15日	5月12日
	伝送用マイクロ送信機	4月30日	7月31日	5月8日

平成 27 年 9 月に再発防止のため、行政財産の使用許可に関する一連の事務処理について、専用のチェックリストを新たに作成し、組織的に確認する仕組みを構築し、進行管理を徹底することとした。

監 査 結 果 (指摘事項)

【イ 普通財産の貸付料の徴収について】

普通財産貸付料の徴収において、収入手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(自然環境課)

貸付財産	貸付内容	徴収すべき期限	納付書に記載された 納付期限	使用料 (年額)
土地 (大仙地区 用地)	電柱 (本柱 2 本等) 用地	平成 26 年 4 月 30 日	平成 26 年 5 月 13 日	2,420 円
	電柱 (本柱 34 本等) 用地	平成 26 年 4 月 30 日	平成 26 年 5 月 13 日	58,600 円
	送電用鉄塔用地	平成 26 年 4 月 30 日	平成 26 年 5 月 13 日	273,460 円
	水道管等用地	平成 26 年 4 月 30 日	平成 26 年 5 月 13 日	4,080 円
	広島空港進入灯用地	平成 26 年 4 月 30 日	平成 26 年 5 月 13 日	5 円
根 拠	不動産貸付要領第 5			

措 置 の 内 容

【原因】

収入手続時期に関する事務の引き継ぎが十分でなかったことや、進行管理が適当でなかった。

【措置内容】

再発防止のため、普通財産の貸付料の徴収事務に関する情報を共有し、組織的に確認することにより、進行管理を徹底した。

平成 27 年度は、徴収すべき期限 (平成 27 年 4 月 30 日) を納期限として収入手続きを行った。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

【行政財産使用料の徴収について】

行政財産使用料徴収については、平成 24 年度監査において適正な事務処理に努めるよう指摘しているところであるが、今回監査においても平成 24 年度に続いて収入手続が行われていないものなどがあつた。

このような不適正な事務処理を繰り返し行ったことを重く受け止め、事務処理方法について再点検するなど、適正な事務処理が行われるよう取り組む必要がある。(文化芸術課)

措 置 の 内 容

平成 27 年度の徴収においても、事務の引き継ぎが十分でなく、納入に遅延が生じた。

平成 27 年 9 月に再発防止のため、行政財産の使用許可に関する一連の事務処理について、専用のチェックリストを新たに作成し、組織的に確認する仕組みを構築し、進行管理を徹底することとした。

5 健康福祉局（監査年月日：平成 26 年 7 月 30 日）

監 査 結 果 (指摘事項)			
<p>【ア 委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、仕様書に記載した委託業務の一部に本来委託する内容とは異なった契約書を作成していた。また、受託者から提出された実績報告書について、契約書の仕様書と一部異なっていることに気付かないまま検査を行っていた。適正な事務処理に努められたい。（医療政策課）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">契約名</td> <td>小児救急医療電話相談事業委託（平成 25 年度）</td> </tr> </table>		契約名	小児救急医療電話相談事業委託（平成 25 年度）
契約名	小児救急医療電話相談事業委託（平成 25 年度）		
措 置 の 内 容			
<p>【原因】 小児救急医療電話相談事業の委託契約において、従来の仕様書に定めていた業務を県で実施し、仕様書からは削除する予定だった。 事業の支出を伺う文書起案では仕様書から削除していたが、契約の締結を伺う文書起案では仕様書から削除していなかった。 県・受託者ともに仕様書の間違いに気付かないまま契約を締結し、また契約締結後も気付かなかったため、実績報告書と仕様書の差異も気付かなかった。</p> <p>【措置内容】 原因を認識し、平成 26 年度の委託契約は、本来の業務に沿うよう仕様書を変更した。</p>			

監 査 結 果 (指摘事項)					
<p>【イ 消費税率変更に伴う契約変更について】 次の契約において、消費税率変更に伴う契約額の変更について、受託者と変更しないことで同意し支出していたが、契約の変更を行い消費税を転嫁すべきであった。適正な事務処理に努められたい。（健康対策課）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">契約名</td> <td>感染症患者移送保守管理業務（平成 25～27 年度）</td> </tr> <tr> <td>根拠</td> <td>消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第 3 条第 1 項</td> </tr> </table>		契約名	感染症患者移送保守管理業務（平成 25～27 年度）	根拠	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第 3 条第 1 項
契約名	感染症患者移送保守管理業務（平成 25～27 年度）				
根拠	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第 3 条第 1 項				
措 置 の 内 容					
<p>【原因】 変更しないことについては受託者の同意を得ていたため、適正な事務処理であると誤認していたこと。</p> <p>【措置内容】 受託者に説明の上、消費税率変更に伴う契約額の変更契約を締結し、平成 26 年 4 月まで遡って、新たな税率による消費税を転嫁した契約額を支出した。</p>					

監 査 結 果 (改善をを求める事項)

【長期未納（滞納繰越分）について】

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあった。法的措置を講じるなどの徴収促進に努める必要がある。

区 分	長期未納（滞納繰越分）		参 考	
	[平成 25 年度決算額]		[平成 24 年度決算額]	
平成 23 年度障害者自立支援特別対策事業補助金に係る加算金 (障害者支援課)	1 件	15,408,000 円	0 人	0 円

措 置 の 内 容

平成 27 年 3 月 23 日に提起された原告社会福祉法人優秀輝福祉会と被告広島県との広島県地方裁判所平成 27 年(ワ)第 316 号補助金請求事件につき、広島県の補助金返還命令に対し、同法人が支払に依拠していない加算金について、裁判による一体的な解決を図るため、加算金を支払わなければならない旨の判決を求める反訴を平成 27 年 5 月 1 日付けて提起した。

平成 27 年 5 月 14 日 第 1 回 口頭弁論
 平成 27 年 6 月 26 日 第 1 回 弁論準備手続
 平成 27 年 9 月 4 日 第 2 回 弁論準備手続

監 査 結 果 (改善をを求める事項)

【返還金及び負担金の徴収について】

次の歳入において、5 月 29 日、30 日を納期限とした納入通知書を送付しているが、県が歳入を確認できるまでに日数を要することから、結果的に収入未済となっていた。今後は、こうした処理期間を考慮した納期限とするとともに、早期の納入通知書の発行に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分）		参 考
	[平成 25 年度決算額]		
平成 25 年度障害者自立支援特別事業補助金に係る返還金（障害者支援課）	1 件	5,000 円	
平成 25 年度障害者総合支援事業者情報管理システム負担金（障害者支援課）	11 件	1,486,872 円	

措 置 の 内 容

返還金及び負担金の徴収事務については、出納整理期間を考慮し、早期の事務処理を行うよう、所属内での情報共有を徹底し、進行管理や処理内容等の確認を行い、チェック体制の強化に努める。

障害者自立支援特別事業補助金に係る返還金は、事業終了に伴い、平成 25 年度分をもって徴収事務が終了した。

平成 26 年度障害者総合支援事業者情報管理システム負担金の徴収事務については、納期限を平成 27 年 4 月 28 日とし、4 月 14 日に納入通知書を発行した。

6 商工労働局（監査年月日：平成 26 年 7 月 29 日）

監 査 結 果（改善を求める事項）
<p>【出資法人の資金の運用について】</p> <p>商工労働局所管の出資法人である株式会社ひろしまイノベーション推進機構については、当該出資法人の監査時（平成 25 年 2 月執行）に、県の出資に基づく資本金などの資金については、すべて普通預金で運用を行っていたため、可能な限り効率的な運用に努めていただくよう付記したところであるが、監査日現在においても効率的な運用には至っていなかった。</p> <p>広島県出資法人指導・調整要綱に基づき、出資者としての立場から、当該出資法人の資金の運用について、適切な調整を行う必要がある。（産業政策課）</p>
措 置 の 内 容
<p>機構においては資金運用のプロセス等について定めた規程がなく、また、会計処理、契約等財務に関する基本規程が未整備である旨、平成 25 年 2 月執行の監査で意見が付されたため、まず資金運用に関する規定を含む財務に関する基本規程を整備するよう機構と調整を行ってきた。</p> <p>機構では、平成 26 年 10 月 23 日開催の取締役会で決議・制定した「経理規程」に基づき、平成 27 年 4 月から 1 年間の資金計画を策定したうえで、今期については試行的に運用する趣旨で定期預金を中心として金融機関と調整を行ってきたところであり、9 月から運用を開始している。</p>

7 農林水産局（監査年月日：平成 26 年 7 月 25 日）

監 査 結 果（改善を求める事項）	
【ア 補助金の額の確定について】	
次の補助金の額の確定については、特段の理由もなく実績報告書の提出から額の確定までに4か月余りの期間を要している。平成 22 年度の「県単独補助金に係る監査」でも意見をしているところであるが、特に精算払により補助金を支出する場合には、適切な期間で額の確定を行う必要がある。（水産課）	
補助金名	平成 25 年度広島かき生産出荷体制強化事業補助金（ノロウイルス検査分）
実績報告書提出日	平成 25 年 12 月 24 日
額の確定日	平成 26 年 5 月 7 日
措 置 の 内 容	
補助金の額の確定については、事業の進捗状況を定期的に課内で確認するとともに、補助金実績報告書類審査を受理時速やかに担当ほか複数で行う事とし、課内のチェック体制を強化した。 これらの取組により、平成 26 年度については、手続きの処理期間の管理を適正に行い、実績報告提出後 1 か月以内に検査及び額の確定を実施した。	

監 査 結 果（改善を求める事項）	
【イ 特別会計に係る財務書類の作成・公表について】	
これまで一般財団法人広島県農林振興センターで進められてきた分収造林事業が、平成 26 年度から県営林事業費特別会計に移管され、県では「第 1 期広島県県営林中期管理経営計画」などを策定し、経営改善に取り組んでいるところであるが、この計画においては、損益計算書ベースの収支計画は作成されているが、貸借対照表や資金収支計画が作成されていないため、資産や負債の状況等が把握できない。 今後、これらについても作成・公表し、さらなる財務情報の開示に取り組んでいただきたい。（農林水産総務課、森林保全課）	
措 置 の 内 容	
農林振興センターの分収造林事業では、森林資産を簿価として貸借対照表を作成していたが、実際にどれだけの含み損があるか分からなかったことから、精度の高い長期収支見込を作成し分収造林事業の実態を明らかにした結果、民事再生計画に基づき平成 26 年度から県営林に移管されたところである。 県営林の貸借対照表作成については、県民の皆様にご負担いただいた過去の負債の状況が表わせないことや、森林資産の時価評価にあたり、立木の成長や木材価格が大きく変動することなどが課題としてあるが、当面は民事再生計画で認められた時価評価額に基づき、資産計上することが適切であると考えている。 なお、従来から県が管理していた県営林についても同様の方法により時価評価の作業を進め、適正な資産評価を行った上で、県営林事業の貸借対照表を作成し情報公開に取り組んでいく。	

8 土木建築局（監査年月日：平成 26 年 8 月 5 日，平成 26 年 10 月 28 日）

監 査 結 果 (指摘事項)	
【工事請負契約における事務処理について】	
次の工事請負契約において，完成検査で合格としながらも，簡易な改善措置を指示していた。また，この措置が完了する前に，引渡書を受理していた。適正な事務処理に努められたい。（営繕課）	
契約名	芦田川浄化センター水処理 1 6 池他（電気）設備工事（平成 24～25 年度）
根 拠	建設工事執行規則第 41 条第 4 項
措 置 の 内 容	
【原因】	
完成検査の際に，監督職員が受注者に求めた簡易な改善措置事項に対する認識不足により，引渡書を受理時に行うべき確認が不十分であった。	
【措置内容】	
引渡書を受理する際は，簡易な改善措置事項を含めて，全てが完了していることの確認を徹底するため，課内会議で周知し，併せて監督員，主任監督員による複層的なチェック体制を再度確認した。	

監 査 結 果 (改善を求める事項)	
【ア 現金の管理について】	
平成 26 年 12 月 3 日に，港湾振興課の金庫で保管している県の公金 95,500 円が紛失していることが判明し，速やかに警察署に被害届を提出しているところである。	
7 月 16 日に行った監査では，平成 26 年度の現金出納簿は保有現金と一致しており，また，金庫の鍵は施錠できる引き出しに保管しているとの回答を得ていたが，改めて確認を行ったところ，これらの事務処理において，次のような問題があった。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現金出納簿に記載の金額と実際の現金の保管状況の確認を怠っていたこと。 ・ 金庫の鍵は，施錠できる机の引き出しに保管していたが無施錠のままとなっていたこと。 	
については，現金の管理において，金庫の鍵は施錠できる場所に必ず施錠の上保管するとともに，現金出納簿と実際の現金の保管状況を出納の都度及び月ごとに確認するなど，厳格な管理に努める必要がある。（港湾振興課）	
措 置 の 内 容	
改善措置として次の事項について徹底を図り，現金の厳格な管理に努めている。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現金の管理において，金庫の鍵は施錠できる場所に必ず施錠の上保管する。 ・ 現金の残高について，受払の都度及び月ごとに現金出納簿と確認をする。 ・ 現金の精算は，翌月の初日から起算して 3 開庁日以内に行う。 ・ 金庫の施錠・開錠は管理責任者が行う。 ・ 退庁時に金庫の鍵・ダイヤル錠の施錠を確認する。 	
また，大型金庫のダイヤル番号を変更するとともに，金庫を執務室内の見えやすい場所へ移動した。	

監 査 結 果 (改善を求める事項)	
【イ 道路・河川等占用料の請求漏れについて】	
道路・河川等の占用許可に係る占用料について，土木局が調査したところ，平成 21 年度から平成 25 年度の 5 年間で合計 86 件，1,894,074 円の請求漏れが判明した。	
この請求漏れを受けて，監査委員が，占用許可の事務を行っている建設事務所を調査したところ，上記の判明分以外にも新たな請求漏れがあることが確認されたところである。	
これらの請求漏れが生じた原因については，土木局においても分析を行っているところであるが，特に次のような問題がある。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用許可事務で使用している公物占使用許可システム（以下「システム」という。）において，占用料を徴収する必要があるもので占用許可期間内であるにもかかわらず，収入手続が行われていない案件に対する警告を発する機能や検索機能がないこと。 ・ 大口占用者に対する徴収を一本化するため，毎年許可更新を行い，更新以前の許可分に新規の占 	

用許可の追加及び撤去された占用物件の整理を行い、複数の許可を一件にとりまとめて更新手続きを行っているが、システムに名寄せ機能がないことから、担当職員が手作業で行っていること。

- これらの作業が担当者任せとなっており、上司等によるチェックが徹底されていないこと。

については、請求漏れに係る原因の分析を十分に行うとともに、建設事務所における占用許可の事務処理の標準化を図り、その上で、財務会計システムとの連携を含めたシステムの改修を検討するなど再発防止に早急に取り組む必要がある。(道路河川管理課、港湾振興課)

措置の内容

【道路河川管理課、港湾振興課】

今回発生した事象について、建設事務所等からの報告やヒアリングに基づき問題点を洗い出し、その要因を掘り下げ、現行の占用事務に係る課題について仮説をたてた。

現在、この仮説も踏まえ、民間の業務改善のノウハウを活用しながら業務実態調査票を作成し、10月に建設事務所等に対して、調査票に基づく調査及びヒアリング等を行い、11月に本来行われるべき事務処理の手順や改善すべき課題、問題点を特定することとしている。

その後、この調査の結果を踏まえ、事務処理手順の適正化・標準化、公物占使用システムでの人的関与の削減、占有者の登録名の統一化等による事務処理の効率化、許可審査や占用料算定など処理段階ごとの組織としてのチェック体制の明確化等の検討を進め、来年2月には、業務改善計画を策定することとしている。

なお、本年2月、占用料請求事務に係る研修を新規に実施したほか、本年10月中には、公物占使用システム上で未調定を検索する機能や、決裁後に調定処理を促す機能を追加する予定である。この他にも、計画の検討の過程において改善事項とされたものは、実施可能なものから速やかに着手することとしている。

監査結果(改善を求める事項)

【ウ 適時、適切な情報の提供について】

占用料の請求漏れは歳入に影響するものであるが、土木局において6月にその事実を把握しながら、8月5日に実施した委員監査やその後の決算審査作業において、何ら報告がなされなかったことは極めて遺憾である。

今後は、こうした事態が生じた場合、速やかな情報の提供に努める必要がある。(道路河川管理課、港湾振興課)

措置の内容

【道路河川管理課、港湾振興課】

占用料の請求漏れ等の不適正な事案が発生した場合は、速やかに局内で整理し、監査委員事務局へ情報提供する。

監査結果(改善を求める事項)

【エ 委託業務の執行手続について】

公営住宅に係る広島県・広島市連携に関するアドバイザー業務(平成25年度)において、随意契約の相手方として選定した者以外にも業務委託の受託が可能な者があったにもかかわらず、特定の者と随意契約を行っていた。適切な執行方法により業務委託を行う必要がある。(住宅課)

措置の内容

随意契約による業務委託発注の検討に当たっては、次の点を十分留意する。

- ① 随意契約は、例外的なものであることを認識する。
- ② 想定される全ての契約可能対象者に対し、業務執行の可否を確認する。
- ③ 契約担当課との協議の外、総務事務課と協議の上、随意契約の可否を判断する。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

【オ 県単独補助金の額の確定事務について】

港湾振興補助金（平成 25 年度）の額の確定事務において、補助事業者から提出された実績報告書等に基づいて額を確定しているが、報告された実績額の裏付けとなる支出証拠書類の写しが添付されておらず、現地調査も実施されていなかった。

平成 22 年度の「県単独補助金に係る監査」でも意見をしているところであるが、補助金の額の確定に当たっては、実績報告書に記載された収支などの数値そのものの正確性について、客観的な確証が得られないことから、事業量や事業費の多寡に応じて、確認する項目や期間を絞り込むなどの工夫を行い、出納簿、領収書等との照合など一定の経理審査を実施する必要がある。（港湾振興課）

措 置 の 内 容

平成 26 年度の補助金の額の確定にあたり、補助事業者への立入り調査を実施した。総勘定元帳等の帳簿や支出関係書類を調査し、補助事業者の支出が適正であることを確認のうえ、補助金の額を確定した。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

【カ 特別会計に係る財務書類の作成・公表について】

昨年度の本庁監査意見で、公営企業に係る特別会計について、財務書類の作成・公表を求めたところである。

港湾特別整備事業費特別会計における臨海土地造成事業については、地方公営企業法を適用することとしていないが、同法の適用対象となる公営企業と同様の新たな会計基準により試算を行い、平成 25 年 12 月に貸借対照表が作成、公表されたところである。今後は、より一層の説明責任を果たしていく上からも、港湾機能施設整備事業も含めた会計全体の財務書類を作成・公表し、県民や議会によるガバナンスの向上を図っていただきたい。

また、総務省の「地方公営企業法の適用に関する研究会」において、適用範囲の拡大についての考え方が示され、下水道事業は、その適用の必要が高い事業とされていることから、流域下水道事業費特別会計についても、財務書類を作成・公表していただきたい。（土木総務課、港湾振興課、下水道公園課）

措 置 の 内 容

【土木建築総務課、港湾振興課、下水道公園課】

港湾特別整備事業費特別会計については、地方公営企業法（以下「法」という。）の非適用事業であるものの、臨海土地造成事業の部分について、新会計基準を当てはめて試算を行うとともに、その事業効果等を検証し、今後の収支見通しと併せて、平成 27 年 2 月の建設委員会において、説明したところである。

今後は、先の試算結果及びその検証を踏まえ、港湾特別会計全体のあり方の検討を進めるとともに、港湾特別会計への法の任意適用については、国や他の地方自治体等の動向を注視しながら、関係部局と連携して検討を進めて参りたいと考えている。

流域下水道事業費特別会計については、総務省から「公営企業会計の適用の推進について（要請）」（平成 27 年 1 月総務大臣通知）により、下水道事業の公営企業会計適用について、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間で、重点的に取り組むよう、要請があったところである。

現在、当該会計への法の任意適用について、国や他の地方自治体等の動向を注視しながら検討を行っているところであり、財務書類の作成等についても、こうした動きを踏まえながら、より分かりやすく整理して参りたいと考えている。

9 消防学校（監査年月日：平成 26 年 6 月 9 日）

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>【借受物品の備品出納簿による管理について】 借受物品である乾式複写機 2 台について、備品出納簿に登録していなかった。適正な事務処理に努められたい。</p>	
借受物品	乾式複写機 2 台
根 拠	広島県物品管理規則第 41 条
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 総務事務課において一括契約した借受物品について、備品出納簿登録等の事務処理を消防学校で行うとの認識が不十分であった。</p> <p>【措置内容】 平成 26 年 5 月 27 日に備品登録を行った。 今後は備品出納簿を出力し、登録漏れがないか再確認を行い適正な事務処理に努める。</p>	

10 西部厚生環境事務所・西部保健所（監査年月日：平成 26 年 11 月 6 日）

監 査 結 果（改善を求める事項）	
<p>【ア 県単独補助金の額の確定事務について】 結核予防費補助金（平成 25 年度）の額の確定事務において、補助事業者から提出された実績報告に基づいて額を確定しているが、報告された実績額の裏付けとなる支出証拠書類が不十分であった。補助事業者に、実績報告書に適正に確認できる資料を添付させるよう求める必要がある。（西部厚生環境事務所・西部保健所）</p>	
措 置 の 内 容	
<ul style="list-style-type: none"> ・申請書添付様式には人数の記載欄しかなく、入所者か職員の区分がない。 ・補助事業者は複数の施設を運営しており、実績報告書に添付された支出証拠書類（請求書）には、補助金対象外の施設職員も含まれていたため、実績報告の受診者数（144 人）と合致しなかった。 ・補助事業者の受診者数（144 人）の内訳を確認した。 入所者 70 人（定員 84 人だが、退所者や病院入院者を除いて実施した人数） 職 員 74 人（他施設との兼務職員を除いて実施した人数） <hr style="width: 50%; margin-left: 0;"/> 合 計 144 人 <p>（今後の対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請時は、対象者内訳（入所者など）を付記させる（様式変更）。 ・実績報告書には、受診者の根拠、健診費用の確認ができる書類の添付を求める。 	

監 査 結 果（改善を求める事項）				
<p>【イ 長期未納（滞納繰越分）について】 次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあつた。法的措置を講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。（西部厚生環境事務所・西部保健所（支所分を除く））</p>				
区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]			
参考 前回監査時 [平成 24 年 10 月]				
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	2 人 646,660 円			
2 人 423,180 円				
（西部厚生環境事務所・西部保健所広島支所）				
区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]			
参考 前回監査時 [平成 24 年 10 月]				
生活保護費に係る戻入金・返還金	174 人 66,887,332 円			
178 人 57,950,906 円				
（西部厚生環境事務所・西部保健所呉支所）				
区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]			
参考 前回監査時 [平成 24 年 10 月]				
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	4 人 1,523,630 円			
4 人 1,469,302 円				
措 置 の 内 容				
（西部厚生環境事務所・西部保健所（支所分を除く））				
区分	未納額 (平成 27 年 8 月末)	全額納入額 (平成 27 年 8 月末)	部分納入額 (平成 27 年 8 月末)	不納欠損処分額 (平成 27 年 8 月末)
児童扶養手当 に係る戻入 金・返還金	2 人 586,660 円	0 人 0 円	2 人 60,000 円	0 人 0 円

滞納者2名の生活及び財産状況調査を行った結果、2名とも法的措置や執行保留に該当しなかったため、分納するよう指導を行ったところ、それぞれ30,000円が納入された。

なお、2名とも生活に余裕がある世帯ではなく、分納金額の増額及び一括納入は困難であるため、今後も現在の分割納入が維持されるよう指導を行う。

(西部厚生環境事務所・西部保健所広島支所)

区分	未納額 (平成27年8月末)	全額納入額 (平成27年8月末)	部分納入額 (平成27年8月末)	不納欠損処分額 (平成27年8月末)
生活保護費に係る 戻入金・返還金	142人 62,258,806円	15人 484,354円	69人 1,484,481円	17人 2,659,691円

- (1) 生活保護費に係る返還金については、償還計画を作成させ、計画に基づく納入状況を確認し、納入のない者には文書・電話又は適宜訪問調査により生活実態を把握し、一括納入が困難な者には支払能力に応じた支払計画を提出させ、着実に納付するよう指導する。
- (2) 破産宣告、行方不明、死亡、無資力等の対象者について、生活保護法による返還金・徴収金等に係る債権管理の手引きの「執行保留制度」を活かす等、債務者の債権区分や時効管理を適切に行うことにより、今後の徴収及び督促指導を効率的に行う。
- (3) 適切な不能欠損処分を行う。

(西部厚生環境事務所・西部保健所呉支所)

区分	未納額 (平成27年8月末)	全額納入額 (平成27年8月末)	部分納入額 (平成27年8月末)	不納欠損処分額 (平成27年8月末)
寡婦福祉資金 に係る貸付金 元利償還金	4人 1,373,630円	0人 0円	3人 150,000円	0人 0円

寡婦福祉資金については、貸付けの段階から、将来的な償還の負担を軽減するため、貸付額を真に必要なものとなるよう指導するとともに、原則として連帯保証人を求め、滞納の未然防止に努めている。

また、償還開始前には、面談による指導を行い、償還への意識付けを行うとともに、滞納を起こしにくい口座振替・月賦払いを推奨している。

滞納となった人に対しては、文書・電話・訪問等による地道な納入指導により償還を促すとともに、回収困難事例については支所長をトップとした検討会を開催するなど、所をあげて滞納額縮減に取り組んでおり、その結果、9月中旬に滞納者1名が、一括償還(230,686円)することとなった。この他に、借主が難病を患っており、その後、連帯保証人も難病にかかり、償還が滞って未納額が増加している困難事例があり、対応について検討している。

今後も現年度分の滞納発生防止に努めるとともに、債権の区分管理を徹底し、悪質滞納者への支払督促の申立、償還者が消滅した場合の権利放棄の実施など、平成24年度から実施しているサービサー委託も併せて行い、更なる債権回収・整理に努める。

11 東部こども家庭センター（監査年月日：平成26年5月28日）

監査結果（改善を求める事項）

【長期未納（滞納繰越分）について】

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に実施するなど、徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。

区 分	長期未納(滞納繰越分) [平成26年5月現在]		参考 前回監査時 [平成23年4月]	
児童福祉総務費負担金（県立の児童福祉施設への入所に係る負担金）	13人	1,501,700円	8人	8,071,656円
児童措置費負担金（県立以外の児童福祉施設への入所に係る負担金）	81人	24,968,855円	68人	29,002,320円

措置の内容

区 分	未納額 [平成27年8月末]		全額納入額 [平成27年8月末]		部分納入額 [平成27年8月末]		不納欠損処分額 [平成27年8月末]	
	人	円	人	円	人	円	人	円
児童福祉総務費負担金（県立の児童福祉施設への入所に係る負担金）	7人	1,072,900円	4人	106,600円	0人	0円	3人	322,200円
児童措置費負担金（県立以外の児童福祉施設への入所に係る負担金）	61人	20,996,025円	12人	329,950円	13人	503,200円	20人	3,139,680円

滞納者に対して、文書や電話によって納入指導を行うとともに所在調査、財産調査等を実施した。

併せて訪問調査なども行ったところ、児童福祉総務費負担金については、全額納付に4人が応じて、106,600円の納入があつた。また、低所得者の3人について執行保留とした。

児童措置費負担金については、全額納付に12人が応じ、329,950円の納入につながり、部分納入については、13人が応じて、503,200円の納入があつた。また、生活保護受給中など、生活困窮世帯であることが確認された5人については執行停止し、低所得者の20人について執行保留とした。

なお、新規入所児の保護者に対して口座振替の手続きを促進し、新規滞納発生の未然防止に努めた。

引き続き、債務者の状況にあわせた納入指導、督促を実施する。滞納者の生活状況を把握し、悪質な状況が確認される場合には、法的措置を実施するなど、管理の適正化に努める。

12 県立福山高等技術専門校（監査年月日：平成 27 年 1 月 30 日）

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>【ア 現金の管理について】 常時の資金前渡による現金の使用に際しては、現金出納簿（以下「出納簿」という。）により管理することとなっているが、1 か月分の領収書を保管のうえ事後整理することが常態化していたため、監査日現在における出納簿記載金額と実際の現金が一致していなかった。出納簿は出納の都度記載し、適正な事務処理に努められたい。</p>	
根 拠	広島県会計規則第 81 条, 第 82 条
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 常時の資金前渡により管理、保管している現金は、出張時の駐車場利用料金の支払に充てるためのものであり、平成 26 年度の資金前渡額は、国費分が 30,000 円、県費分が 20,000 円であった。また、同年度中の支払額は、国費分が 43 件、13,400 円、県費分が 7 件、3,900 円となっている。 指摘の原因としては、1 月の支払が平均して約 4 件であったため、領収証を厳重に保管したうえで、毎月資金前渡精算書を作成する際に併せて現金出納簿に整理すれば、出納管理に支障が生じる恐れはないとの安易な考えがあったことがあげられる。</p>	
<p>【措置内容】 指摘を受け、常時の資金前渡による現金については、出納の都度、領収書の内容を確認し、これに基づいて出納簿への記録を行い、適正な事務処理を行うよう改めた。</p>	

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>【イ 郵便切手の管理について】 郵便切手の使用に際しては、郵便切手類出納簿（以下「出納簿」という。）により管理することとなっているが、使用状況を管理する郵便切手受払簿に基づき事後処理することが常態化していたため、監査日現在における出納簿記載枚数と実際の郵便切手枚数が一致していなかった。出納簿は出納の都度記載し、適正な管理に努められたい。</p>	
根 拠	広島県物品管理規則第 41 条
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 郵便切手類の受払の管理については、平成 23 年 11 月の会計管理者通知に基づき、郵便切手類の使用に先立ち郵便切手受払簿に使用目的及び使用枚数等を記載し、その内容を確認したうえで使用職員に交付している。 本来であれば、交付した時点で、郵便切手受払簿に基づいて交付枚数等を郵便切手類出納簿に記録すべきであったが、郵便切手受払簿に郵便切手類の出納管理に必要な情報が記録されているとの安心感から、事後的な出納簿への記載を行っていた。</p>	
<p>【措置内容】 指摘を受け、郵便切手受払簿に記載された内容を庶務課で確認し、郵便切手類を使用職員に交付した時点で、その都度、郵便切手類出納簿に出納状況を記録する対応に改めた。</p>	

監査結果(指摘事項)

【ウ 借受物品の管理について】

次の借受物品について、借受期間の延長を備品出納簿に記録していなかった。適正な事務処理に努められたい。

借受物品	乾式複写機 2台
根拠	広島県物品管理規則第41条

措置の内容

【原因】

この物品の当初の借受期間は平成23年9月1日から平成26年8月31日までとなっていたが、総務事務課で一括して変更契約が行われ、借受期間は平成28年8月31日まで延長されている。しかし、財務会計システムにおける備品変更登録手続きが遅れ、監査実施日現在、必要な入力を終えていなかった。

【措置内容】

事実関係等を確認したうえ、平成26年12月1日付けで財務会計システム上の備品変更登録を行った。

監査結果(指摘事項)

【エ 委託契約に係る事務処理について】

次の委託契約について、執行伺いに別の業務の伺い文を添付していたが、誤りに気づかないまま決裁していた。適正な事務処理に努められたい。

業務名	広島県立福山高等技術専門校空調設備・消防用設備保守点検業務(平成25~27年度)
-----	--

措置の内容

【原因】

単純な事務処理誤り、確認漏れによるものであり、弁明の余地はない。正しい書類が添付されているものと思ひ込み、内容を十分に確認することなく、誤りに気付くことができなかった。

【措置内容】

誤って添付していた書類は、正しいものに差し替えた。

内部統制のあり方を見直し、決裁ルート上にある職員が、より主体的に組織内点検に関わり、相互チェック機能を高めるよう確認し合った。

電子決裁が全面的に導入されている現状を踏まえ、決裁手續における関係書類の視認性を高めるため、電子起案の回議に合わせて同一内容の紙文書を持ち回る対応を図っている。

13 北部農林水産事務所（監査年月日：平成 26 年 10 月 21 日）

監 査 結 果 (指摘事項)	
【補助金の交付事務について】	
次の補助金について、一部に誤りのある交付申請書に基づいて交付決定及び額の確定をし、過大に交付していた。補助金の一部返還を求めるとともに、適正な事務処理に努められたい。	
補助金名	森林環境保全直接支援事業補助金（平成 24 年度・25 年度）
内 容	補助金の算定基礎となる標準経費の一部を誤って算定していたため、平成 24 年度 16,600 円、平成 25 年度 110,080 円が、過大交付になっていた。
措 置 の 内 容	
【原因】	
森林組合が補助金の算定方法についての理解が不十分であったため、誤った交付申請が行われた。農林事務所の補助事業の事務処理において、補助金をチェックする体制が不十分であったことに起因し、その誤りを発見できなかった。	
【措置内容】	
今年度中に過大交付されていた補助金の返還事務を進めるとともに、三次地方森林組合をはじめとする関係事業主体に対し、会議などの場を通じて、補助事業の適正な事務処理に関する指導を行った。また、所内関係課において、補助事業の適正な事務処理に対する意識の醸成を図ると共に、複数で補助金をチェックする体制とした。	

監 査 結 果 (改善を求める事項)	
【補助金の交付事務について】	
森林環境保全直接支援事業補助金の交付事務における補助金額の算定誤りについては、交付申請書類のチェックを行えば容易に誤りを発見できるものであったが、決裁の過程においても全くチェックが行われず、提出された交付申請を基に誤った金額で交付していた。	
また、平成 25 年度後期分の補助金に係る交付事務では、申請額の算定誤りに気付き、修正を行っていたが、この時点で、同年度前期分以前の補助金についても、同様の算定誤りの可能性があることは容易に思料できたにもかかわらず、それらの確認を怠っていた。	
管理職は、適正な補助金交付事務の重要性を十分認識し、職員の意識の向上と内部統制機能の強化を図る必要がある。	
措 置 の 内 容	
管理職が中心となって、職員の意識向上を図るため、補助事業の検査・事務処理の重要性と適正な検査の実施について周知徹底するとともに、補助事業の検査・事務処理に関する知識習得を目的に開催された研修会へ積極的に参加させた。	
また、補助金計算をシステム化し事務を進めるとともに、チェックリスト等を活用し、組織内で複数チェックすることにより、内部統制機能の強化を図った。	

(監査年月日：平成 27 年 1 月 27 日)

監 査 結 果 (改善を求める事項)
<p>【 道路・河川等占用料の請求漏れについて】</p> <p>平成 26 年 10 月、道路・河川等の占用許可に係る占用料について、土木局の調査により全県で 86 件、1,894,074 円の請求漏れが判明した。</p> <p>この請求漏れを受けて、本庁監査の一環として平成 26 年 11 月に監査委員が調査したところ、東広島支所において新たに 5 件、9,040 円の請求漏れがあることが確認された。</p> <p>また、平成 27 年 1 月に実施した職員調査では、廿日市支所において新たに 1 件 860 円の請求漏れがあることが確認された。</p> <p>これらの請求漏れについては、土木局において全建設事務所に対し再度請求漏れの有無と原因の調査が行われているところであるが、事務所では請求漏れの有無の確認及び原因の分析を徹底するとともに、本庁等と連携して占用許可の事務処理の標準化を図り、組織的なチェック体制の確立を図るなど再発防止に早急に取り組む必要がある。</p>
措 置 の 内 容
<p>廿日市支所では、職員調査により新たに確認された 1 件 860 円を含む、全 4 件【未調定 2 件 (33,050 円)、一括更新統合漏れ 3 件 (13,829 円) ※1 件重複】が判明したため、調査終了後の 3 月に占用者に対して請求漏れの説明を行い、本年 6 月末までに全額納入を完了した。</p> <p>また、東広島支所では、監査委員の調査により確認された 5 件 9,040 円を含む、全 35 件【過少請求分 17 件 (90,133 円)、過大請求分 18 件 (38,447 円)】が判明したため、調査終了後に占用者に対して説明を行い、本年 7 月上旬までに全額納入していただくとともに、本年 8 月中旬までに全額返還を行った。</p> <p>今回発生した事象について、土木建築局道路河川管理課は、建設事務所等からの報告やヒアリングに基づき問題点を洗い出し、改善すべき課題や問題点の特定を進めて、本年 2 月に占用料請求事務に係る研修を新規に実施したほか、本年 10 月中には、公物占使用システム上で未調定を検索する機能や、決裁後に調定処理を促す機能を追加する予定である。</p> <p>廿日市支所としては、今後、このような徴収漏れ等を解消するため、事務処理の効率化・標準化とあわせて、改善策研修に沿った許可審査や占用料算定など、担当・副担当・係長それぞれの処理段階ごとのチェック体制の強化及び公物占使用システムの習熟度の向上を支所全体の課題として捉え、取り組んでいる。</p> <p>また、東広島支所としても、すでに実施している許可審査等の決裁時の複数人でのチェックの徹底や強化予定のシステムの機能の最大限の活用により、再発防止に一層努めることとしている。</p>

15 一般財団法人中央森林公園協会（監査年月日：平成 27 年 2 月 3 日）

監 査 結 果（改善を求める事項）
<p>【個人を受託者とする委託契約について】 「三景園の樹木管理等業務」（平成 26 年度）について、個人と委託契約を締結し業務を委託しているが、就業場所、勤務日及び勤務時間の指定など、一般財団法人中央森林公園協会の実質的な指揮命令の下に業務が行われており、業務委託契約で必要とされる受託者の事業者性が認められる可能性が低いことから、業務執行形態を適正に見直す必要がある。</p>
措 置 の 内 容
<p>一般財団法人中央森林公園協会において、平成 27 年 4 月に委託契約の見直しが行われたところであり、その内容については、関係者に相談した上で、来年度に向けて精査していく。</p>

16 R C Cホールマネジメントグループ（監査年月日：平成 27 年 3 月 2 日）

監 査 結 果（指摘事項）	
<p>【利用料金の設定について】 施設等の利用料金の設定において、通常の利用時間を超えて施設等を利用する場合の利用料金（超過料金）について、条例に定める上限額の範囲内であったが、書面による知事の承認を受けないまま、料金徴収を行っていた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
根 拠	<p>地方自治法第 244 条の 2 第 9 項 広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例第 10 条第 1 項 広島県立文化芸術ホールの管理に関する基本協定書第 7 条第 4 項及び第 5 項</p>
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 指定管理者公募時に、現指定管理者は超過料金額の設定についても提案しており、県と指定管理者双方が超過料金額について認識はしていたが、基本協定で定める利用料金額承認申請書様式に超過料金について記述する欄がなかったため、超過料金の承認手続きが出来ていなかった。</p>	
<p>【措置内容】 指摘を受けた後、平成 27 年 1 月 23 日に指定管理者より超過料金額について定めた利用料金額承認申請書が提出され、平成 27 年 1 月 23 日付けで県で承認済み。あわせて、利用料金額承認申請書の様式を改定した。</p>	

17 株式会社広島テクノプラザ（監査年月日：平成 27 年 1 月 9 日）

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>【宿泊施設に係るシャワーカーテン等のクリーニングについて】 宿泊施設に係るリネンサプライ等委託契約が締結されているが、当該委託契約の仕様書に掲げられていないシャワーカーテン及び布団のクリーニングも併せて実施されており、また、その代金を当該委託契約の支払に含めていた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
根拠	株式会社広島テクノプラザ経理規程 第 25 条, 第 26 条
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 シャワーカーテン及び布団のクリーニング業務については、宿泊施設に係るリネンサプライ等委託契約の契約条項では、履行可能な業務内容であったため、仕様書の変更は不要と誤認していた。</p>	
<p>【措置内容】 現行契約の業務仕様書に、シャワーカーテン及び布団のクリーニング業務を明記するため、契約業者と協議を行い、9月に仕様書変更した。</p>	

監 査 結 果 (改善を求める事項)	
<p>【宿泊施設に係る委託業務について】 宿泊施設に係るリネンサプライ等委託契約については、平成 12 年に締結されて以降、契約条項の 1 年間の自動延長の規定によって、延長を継続してきているが、契約の経済性・公平性・競争性の確保の観点から、契約期間を複数年として競争入札を実施するなど、契約方法について見直す必要がある。</p>	
措 置 の 内 容	
<p>現在の契約の相手方は、地元業者でもあり、これまで安価で良好に業務を履行してきていたため、契約方法見直しの必要性の認識を欠いていた。 平成 28 年度の契約に際しては、競争入札等を実施予定である。</p>	

18 株式会社ひろしまイノベーション推進機構（監査年月日：平成 27 年 1 月 16 日）

監 査 結 果 (改善を求める事項)	
<p>【交際費の使用基準等に係る規程の整備について】 前回監査時に会計処理、契約等財務に関する基本規程の整備について意見を付しており、これまでに経理規程や契約規程等の基本的な規程は整備されているが、交際費の使用基準等は定められていなかった。より適正な執行を図る観点から、速やかに整備する必要がある。</p>	
措 置 の 内 容	
<p>会社設立から未整備のままとなっていたため平成 25 年 2 月執行の監査で意見が付された、会計処理、契約等財務に関する基本規程の整備に優先して取り組んだ結果、今回の平成 27 年 1 月執行の監査までに交際費の使用基準等の制定に至らなかった。 なお、会計処理、契約等財務に関する基本規程である「経理規程」「契約規程」等については、平成 26 年 10 月 23 日開催の取締役で決議・制定され、即日施行している。 平成 27 年 3 月 31 日付けで「交際費及びタクシーの使用基準」が制定され、4 月 1 日から施行している。</p>	

19 三次地方森林組合（監査年月日：平成26年11月25日）

監 査 結 果 (指摘事項)	
【補助金に係る事務処理について】	
平成 25 年度森林環境保全直接支援事業補助金について、算定基礎となる標準経費の一部を誤って算定し、交付申請を行ったため、110,080 円過大に交付されていた。適正な事務処理に努められたい。	
措 置 の 内 容	
【原因】	
補助事業の補助金算定方法の理解不足から補助金を誤って算定したことに加え、交付申請書の補助金をチェックする体制が不十分であったこと。	
【措置内容】	
今年度中に過大交付されていた補助金の返還事務を進めるとともに、職員に対して、適正な事務処理を行うため補助金算定方法の周知徹底と、県と共有する補助金計算システムやチェックリストを活用し、交付申請書の補助金を複数でチェックするなどの仕組みを確立し、適正な事務処理に努めている。	

20 一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（監査年月日：平成 27 年 1 月 29 日）

監 査 結 果 (指摘事項)	
【委託契約における事務処理について】	
次の委託契約において、予定価格の決定の参考となる設計金額は定めていたものの、予定価格を定めず契約を締結していた。適正な事務処理に努められたい。	
契約名	森林・林業人材育成加速化事業中現場指導者育成研修業務委託
根 拠	一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団財務規程 第 44 条 広島県契約規則 第 19 条, 第 31 条
措 置 の 内 容	
【原因】	
当研修業務委託は 1 者指名の見積入札の方法で随意契約することとし、当研修の設計書作成後、設計金額を予定価格と位置付けたが、予定価格調書を作成せず、委託予定先に対して見積書の提出依頼を行った。その後、設計金額の範囲内であったことから、直ちに委託契約事務を進めたことが原因である。	
【措置内容】	
組織全体として契約規則等の根拠規定を適正に理解するよう会議等において周知徹底を行うとともに、複数の職員で書類の確認を行うなど、再発防止のための取組を行っている。	

【企業局】

1 企業局（監査年月日：平成 26 年 7 月 22 日）

監 査 結 果（改善を求める事項）
【延滞金の調定について】 県が債務者との間で「金銭債務承認抵当権設定契約」を締結し債権として認識している土地の売却代金の延滞金について、債権管理簿に記載し管理は行われているものの、収入の調定が行われていなかった。収入の調定を行い、未収金として計上する必要がある。（土地整備課）
措 置 の 内 容
金銭債務弁済契約により、延滞金債権が確定した時点で当該債権を未収金計上するべきであったが、当該延滞金の請求時期が到来したときに計上する方法で整理していた。発生主義に基づき、当該延滞金を特別利益（過年度損益修正益）として未収金計上した。

2 株式会社水みらい広島（監査年月日：平成 26 年 12 月 19 日）

監 査 結 果（改善を求める事項）
【発注業務における事務処理について】 第一次中期経営計画では、調達活動について、委託・修繕発注の際は、複数社から見積り徴取するとされ、経理規程第 63 条により定められた業務手順書の業務フロー（発注）においても、2 社以上の見積り依頼とされているが、工事請負契約や業務委託契約等の発注業務において、複数社からの見積り徴取が可能であったにもかかわらず、1 社の見積りにより契約を締結しているものがあった。また、業務手順書以外に、見積業者の選定や契約の方法等の、具体的な事務処理について定めたものがなかった。 コンプライアンスの徹底と透明性を持って調達するという経営計画の理念を実現するためにも、契約等に係る事務処理の根拠となる規程を整備する必要がある。
措 置 の 内 容
平成 27 年 4 月 1 日からの沼田川工業用水道、沼田川水道用水供給水道の指定管理業務開始による調達（発注）事務の増加に合わせて、これまでの調達（発注）事務の業務フローを見直すと共に、商品、材料の買い入れ、工事、修理及び役務、サービスの提供等の全ての売買、賃貸、請負等の社外からの買い入れの事務手続き（購買業務）の根拠となる「購買規程」を制定し、購買業務の透明性の確保と円滑な運営が図れるよう改善した。 また、具体的な購買の事務処理の方法について、「購買業務の手引き」を作成し、事務処理の明確化を図った。

【病院事業局】

1 県立安芸津病院（監査年月日：平成27年1月22日）

監査結果（指摘事項）	
【ア 委託契約における支出事務について】 次の委託契約において、委託期間を平成26年4月から6月までとしていたが、平成26年7月以降も委託期間の更新手続を行わず、支出命令の根拠がないまま、委託料を支払っていた。適正な事務処理に努められたい。	
契約名	県立安芸津病院病理組織検査業務（平成26年度）
根拠	広島県病院事業財務規程第24条
措置の内容	
【原因】 担当者の処理誤りと所属内の進捗管理及びチェック体制が十分でなかったこと。	
【措置内容】 再発防止のため、所属内に今回の指摘事項を周知するとともに、適正な業務の進捗管理を行うため、契約期間や月毎の支払額等を記載した委託業務一覧表を作成し、チェック体制を強化した。	

監査結果（指摘事項）	
【イ 実地たな卸の立会について】 実地たな卸を行う場合は、企業主管課長の指名するたな卸資産の受払いに関係のない職員が立ち合わなければならないが、立会が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。	
根拠	広島県病院事業財務規程第70条第3項
措置の内容	
【原因】 財務規程の認識不足及び関係部署との調整が十分ではなかったこと。	
【措置内容】 財務規程を再確認するとともに、平成26年度末の実地たな卸から関係部署と調整のうえ、規程に基づき立会を行っている。	

【教育委員会】

1 教育委員会事務局（監査年月日：平成 26 年 7 月 24 日）

監 査 結 果（改善を求める事項）				
【長期未納（滞納繰越分）について】				
次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあった。徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。				
区 分	長期未納（滞納繰越分） [平成 25 年度決算額]		参 考 [平成 24 年度決算額]	
地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る貸出金償還金 (高校教育指導課)	235 人	75,681,057 円	238 人	70,778,045 円
高等学校等奨学金貸付金に係る貸出金償還金 (高校教育指導課)	681 人	58,723,819 円	506 人	49,341,300 円
措 置 の 内 容				
区分	未納額 (平成 27 年 5 月末)	全額納入額 (平成 27 年 5 月末)	部分納入額 (平成 27 年 5 月末)	不納欠損処分額 (平成 27 年 5 月末)
地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る貸出金償還金	192 人 72,267,235 円	43 人 2,044,553 円	22 人 1,369,269 円	0 人 円
高等学校等奨学金貸付金に係る貸出金償還金	312 人 38,088,690 円	369 人 11,012,319 円	216 人 9,622,810 円	0 人 0 円
<p>○地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る貸出金償還金 免除申請に係る検収の際に個別の状況を確認するなど、市町教委と連携して未納解消に取り組んでいる。 今後も、市町教委に協力を依頼し、世帯の状況・問題点について詳細な把握に努めるとともに、文書や電話等による納付指導を通じて納入促進を図る。</p> <p>○高等学校等奨学金貸付金に係る貸出金償還金 平成 18 年 2 月に「広島県高等学校等奨学金債権管理事務取扱要綱」を作成し、これに基づく納入指導や督促を行うなど、長期未納の解消に取り組んでいる。 償還対象者の増大に対応するため、返還業務及び法的措置を除く債権管理業務について外部委託契約を締結し、平成 21 年 1 月から法的措置を除く回収督促業務を、同年 2 月から徴収業務(償還金の口座引落を導入)を実施している。 今後も、未納者の状況把握に努めるとともに、本人又は連帯保証人に対して、文書・電話による納付指導や督促を徹底する。 併せて、返還できる資力がありながら長期間返還しない者に対しては、法的措置を講じるなど、厳格な債権管理事務を行い、長期未納の解消に努める。</p>				

2 県立呉宮原高等学校（監査年月日：平成 26 年 8 月 19 日）

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	
<p>【委託契約における事務処理について】 次の委託契約において、ア及びイのとおり不適正な事務処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
契約名	廃棄物処理業務委託（平成25年度）
<p>ア 産業廃棄物の収集運搬又は処分を他人に委託する場合は、それぞれ許可を受けた産業廃棄物処理業者等に委託しなければならないが、収集運搬のみの許可を受けている業者に、処分まで一括して委託していた。</p>	
根 拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第5項
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 産業廃棄物処理業務に関し、担当者及び所属内の認識不足並びにチェック体制に問題があった。</p>	
<p>【措置内容】 契約締結についての理解の徹底を図り、今後、適正に事務処理を行うよう学校を指導した。</p>	

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	
<p>イ 廃棄物の収集運搬又は処分を委託する場合は、法定事項を記載した委託契約書を作成すべきところ、これに代えて、法定事項の記載のない請書を徴していた。</p>	
根 拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第6項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 産業廃棄物処理業務に関し、担当者及び所属内の認識不足並びにチェック体制に問題があった。</p>	
<p>【措置内容】 契約締結についての理解の徹底を図り、今後、適正に事務処理を行うよう学校を指導した。</p>	

3 県立三原高等学校（監査年月日：平成 26 年 8 月 19 日）

監 査 結 果（改善を求める事項）				
【長期未納（滞納繰越分）について】				
次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあった。徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。				
区 分	長期未納（滞納繰越分） [平成 26 年 6 月現在]		参考 前回監査時 [平成 21 年 6 月]	
高等学校使用料（定時制授業料）	13 人	200,810 円	9 人	111,764 円
措 置 の 内 容				
長期未納に係る対応状況は、次のとおり				
区分	未納額 (平成 27 年 8 月末)	全額納入額 (平成 27 年 8 月末)	部分納入額 (平成 27 年 8 月末)	不納欠損処分額 (平成 27 年 8 月末)
高等学校使用料 (定時制授業料)	11人 181,800円	2人 1,910円	2人 17,100円	-人 -円
約定の履行管理の徹底や滞納者の状況に応じた取組を行い、悪質な滞納者には法的措置を実施するなど未納解消に向けて、引き続き学校を支援する。				

4 県立大竹高等学校（監査年月日：平成 26 年 6 月 30 日）

監 査 結 果（指摘事項）	
【ア 「証紙及び売りさばき代金出納簿」及び「証紙出納報告書」の記載誤りについて】	
証紙の出納に当たっては、証紙及び売りさばき代金出納簿（以下、「出納簿」という。）を備えなければならないが、出納簿の売りさばき高の累計枚数に記載誤りがあった。また、毎会計年度、証紙出納報告書を作成し、翌年度の 4 月 10 日までに会計管理者に報告しなければならないが、売りさばき高の枚数及び金額に記載誤りがあった。適正な事務処理に努められたい。	
枚数等	平成 25 年度 券面 100 円 2 枚
根 拠	広島県証紙規則第 12 条第 3 項及び第 14 条第 1 項
措 置 の 内 容	
【原因】	
年度末及び年度始め等の業務が集中したことにより初歩的な確認が不十分となった。 (今回、記載誤りが起こった時期は年度末であった。)	
【措置内容】	
平成 26 年 5 月 20 日に出納簿を修正し、平成 26 年 5 月 26 日に修正した報告書を会計管理者に提出した。 また、年間を通じた事務処理の平準化を図るとともに、各担当の事務処理の進行管理の強化及び情報共有を行うことで、チェック機能を強化するよう学校を指導した。	

監 査 結 果（改善を求める事項）	
【イ 証紙の出納に係る事務処理について】	
証紙の出納に係る事務処理において、前記指摘事項のとおり不適正な事務処理が行われていたが、これらは日頃からの出納簿の点検及び年度末の報告書の決裁の際に計数確認が行われていれば、容易にその誤りに気付くものであった。今後は事務処理全般について、チェックのあり方等を再点検するなど、適正な事務処理が行われるよう取り組む必要がある。	
措 置 の 内 容	
各担当の事務処理の進行管理の強化及び情報共有を行うことで、チェック機能を強化するなど適切な事務処理を行うよう学校を指導した。	

5 県立大柿高等学校（監査年月日：平成 26 年 6 月 30 日）

監 査 結 果 (指摘事項)
<p>【ア 委託契約における事務処理について】 「確定測量登記・敷地調査業務」の委託契約において、受託者から委託期間延長願いが提出されていたが、履行期間延長の変更契約手続を行わないまま業務が行われ、完了検査を行っていた。</p>
措 置 の 内 容
<p>【原因】 受託者から委託期間延長願いが提出されたことで安心してしまい、変更契約を行うことを、全く失念していた。</p> <p>【措置内容】 今後はこのような事が無いようお互いに研修し、多忙な時こそ慎重に業務を進めていくことを、事務室内で確認した。</p>

監 査 結 果 (指摘事項)		
<p>【イ 物品売買契約における変更手続について】 次の物品売買契約において、契約書に契約単価を改定することができる場合として特約事項を設けているが、特約事項に定められた範囲を超え、受託者の申し出に基づき単価を変更していた。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">契約名</td> <td>白灯油売買契約（平成 25 年度）</td> </tr> </table>	契約名	白灯油売買契約（平成 25 年度）
契約名	白灯油売買契約（平成 25 年度）	
措 置 の 内 容		
<p>【原因】 契約単価を改定する場合の事務処理について認識が不十分であった。</p> <p>【措置内容】 契約書等の定めに基づき、今後、適切に事務処理を行うよう学校を指導した。</p>		

6 県立吉田高等学校（監査年月日：平成 26 年 8 月 19 日）

監 査 結 果 (指摘事項)		
<p>【ア 現金出納簿の記載について】 生産品の売払において、実際の領収金額及び金融機関への払込金額と異なる金額を現金出納簿に記載していたものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">根 拠</td> <td>広島県会計規則第 81 条，第 82 条</td> </tr> </table>	根 拠	広島県会計規則第 81 条，第 82 条
根 拠	広島県会計規則第 81 条，第 82 条	
措 置 の 内 容		
<p>【原因】 担当者の収入手続き時期の認識不足と所属内での進捗管理が十分でなかった。</p> <p>【措置内容】 広島県会計規則に基づき現金出納簿の記載の徹底を図るよう学校を指導した。</p>		

監 査 結 果 (指摘事項)

【イ 物品の管理について】

次の物品について、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

備品	石油ストーブ 1台 電話交換機 1台 (借受物品)
根拠	広島県物品管理規則第41条

措置の内容**【原因】**

担当者が財務会計システムへの登録作業を失念していたが、関係職員のチェックが不十分であった。

【措置内容】

H26.9に備品出納簿に記録した。

また、広島県物品管理規則に基づく物品の出納及び保管状況の記録管理の徹底を図るよう学校を指導した。

7 県立松永高等学校 (監査年月日：平成26年5月28日)**監査結果(指摘事項)****【ア 行政財産の使用許可について】**

P T Aが学校に設置している複写機について、設置場所に係る行政財産の使用許可の手続きを行っておらず、必要経費を徴収していなかった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第21条第1項
----	-------------------------

措置の内容**【原因】**

P T A設置の複写機について、行政財産使用許可の手続きを失念していた。

【措置内容】

速やかに行政財産使用許可に係る手続きを行った。平成26年6月2日付けで施設課長から許可が通知され、申請者に許可通知を交付した。必要経費については、平成26年度分の電気代の調定を行い平成27年4月に徴収した。

監査結果(指摘事項)**【イ 工事請負契約における事務処理について】**

次の工事請負契約において、受注者が下請負に出した場合、下請負に関する書類を発注者に遅滞なく提出する必要があるが、提出させていなかった。適正な事務処理に努められたい。

工事名	広島県立松永高等学校進路指導室改修工事 広島県立松永高等学校中庭整備工事
根拠	建設工事執行規則第17条

措置の内容**【原因】**

担当者の下請負に関する書類の提出についての認識不足と所属内でのチェック体制が十分でなかった。

【措置内容】

教育委員会施設課が通知している「建設工事の適正な執行について」を再度研修し、事務処理について再確認した。また、所属内でその内容を共有しチェック体制を強化した。

8 県立安西高等学校（監査年月日：平成 26 年 5 月 20 日）

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>【ア 工事請負契約における事務処理について】 工事請負契約に係る変更契約において、不適正な事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。 (ア) 変更分の仕様書等の作成及び変更契約書への添付が行われていなかった。</p>	
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 (ア) 工事請負契約に係る変更契約について、仕様書等の作成の必要があったが、担当者の認識不足より作成していなかったため。</p> <p>【措置内容】 担当者は、監査後実施された建築工事に係る入札・契約制度等に関する担当者説明会に参加し、工事請負契約の適正な事務処理について再確認するとともに、所属内でその内容を共有して理解の徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。</p>	

監 査 結 果 (指摘事項)					
<p>(イ) 変更契約額の算定が過大になっていた。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">工事名</td> <td>広島県立安西高等学校 防球ネット設置工事 (平成 25 年度)</td> </tr> <tr> <td>根 拠</td> <td>建設工事執行規則第 9 条 「建設工事の適正な執行について」(平成 25 年 6 月 13 日広島県教育委員会事務局管理部施設課施設係)</td> </tr> </table>		工事名	広島県立安西高等学校 防球ネット設置工事 (平成 25 年度)	根 拠	建設工事執行規則第 9 条 「建設工事の適正な執行について」(平成 25 年 6 月 13 日広島県教育委員会事務局管理部施設課施設係)
工事名	広島県立安西高等学校 防球ネット設置工事 (平成 25 年度)				
根 拠	建設工事執行規則第 9 条 「建設工事の適正な執行について」(平成 25 年 6 月 13 日広島県教育委員会事務局管理部施設課施設係)				
措 置 の 内 容					
<p>【原因】 (イ) 工事請負契約における変更契約を行う際に、業者から変更分に係る参考見積書を徴した後、変更設計金額を設定し、その額に落札率(当初契約額/当初設計金額)を乗じた額を変更契約額とする必要があったが、契約中の業者から提出された見積額で契約締結して良いものと誤認していたため。</p> <p>【措置内容】 担当者は、監査後実施された建築工事に係る入札・契約制度等に関する担当者説明会に参加し、工事請負契約の適正な事務処理について再確認するとともに、所属内でその内容を共有して理解の徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。</p>					

監 査 結 果 (指摘事項)					
<p>イ 委託契約における事務処理について 次の委託契約の変更契約に当たり、変更分の仕様書等の作成及び変更契約書への添付が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">契約名</td> <td>・広島県立安西高等学校 教室等床清掃業務 (平成 25 年度) ・広島県立安西高等学校 植栽管理業務 (平成 25 年度)</td> </tr> <tr> <td>根 拠</td> <td>「委託・役務業務の標準的な契約書等について (通知)」(平成 23 年 1 月 25 日付け会計管理部会計総務課長通知)</td> </tr> </table>		契約名	・広島県立安西高等学校 教室等床清掃業務 (平成 25 年度) ・広島県立安西高等学校 植栽管理業務 (平成 25 年度)	根 拠	「委託・役務業務の標準的な契約書等について (通知)」(平成 23 年 1 月 25 日付け会計管理部会計総務課長通知)
契約名	・広島県立安西高等学校 教室等床清掃業務 (平成 25 年度) ・広島県立安西高等学校 植栽管理業務 (平成 25 年度)				
根 拠	「委託・役務業務の標準的な契約書等について (通知)」(平成 23 年 1 月 25 日付け会計管理部会計総務課長通知)				
措 置 の 内 容					
<p>【原因】 業務委託契約の変更について、協議書に業務の変更内容を記載していたが、変更契約書に変更内容を記載することを失念していた。</p>					

【措置内容】

契約締結についての理解の徹底を図り、今後、適切に事務処理を行うよう学校を指導した。

9 県立呉工業高等学校（監査年月日：平成 26 年 6 月 5 日）

監査結果（指摘事項）

【ア 行政財産の使用許可について】

P T Aが学校に設置している複写機について、設置場所に係る行政財産の使用許可の手続を行っておらず、必要経費の徴収も行われていなかった。

措置の内容

【原因】

他所属の監査結果で再三の指摘事項になっている情報があるにもかかわらず、身近な所から点検するという問題意識が十分ではなく、使用許可の対象であることに気付かなかったこと。

【措置内容】

速やかに行政財産使用許可に係る手続を行った。平成 26 年 7 月 9 日付けで施設課長から許可が通知され、申請者に許可通知を交付した。必要経費については、平成 26 年度分の電気代については、平成 27 年 1 月及び 4 月に調定を行い徴収した。

再発防止のため、行政監査及び会計・物品指導検査で公表されている指摘事項の情報を所属内で共有確認し、誤った処理をしていないかチェックを行うことにより、適正な業務の進捗管理を行った。

監査結果（指摘事項）

【イ 借受物品の管理について】

次の物品について、借受期間の延長を備品出納簿に記録していなかった。適正な事務処理に努められたい。

借受物品	乾式複写機 1 台
根拠	広島県物品管理規則第 41 条

措置の内容

【原因】

本庁で一括して契約を扱っている物件であることからくる油断があったこと。

【措置内容】

平成 26 年 6 月 6 日に備品出納簿に記録した。

再発防止のため、行政監査及び会計・物品指導検査で公表されている指摘事項の情報を所属内で共有確認し、誤った処理をしていないかチェックを行うことにより、適正な業務の進捗管理を行った。

監査結果（指摘事項）

【ウ 毒物及び劇物の管理について】

毒物及び劇物の管理について、学校の「毒物劇物危害防止規定」では管理簿及び点検表を作成し、定期的に確認することになっているが、当校では塩酸や硫酸等の劇物を管理しているにもかかわらず、管理簿への適切な記録及び点検表による定期的な確認が行われていなかった。

措置の内容

【原因】

- ・管理簿の様式は定めており、責任者（理科の教員）が毒物及び劇物の在庫確認は行っていたものの、受払にかかる記録について記載に漏れやミスがあった。
- ・教頭（総括責任者）によって定期的に確実なチェックがされていなかった。
- ・校長は、記録どおりの使用量、在庫量となっているかなどの定期的な確認を行っていなかった。

【措置内容】

・平成26年9月11日（木）に高校教育指導課職員2名が現地指導を実施し、同日に指摘した事項（様式及び薬品庫の表示）について、平成26年9月12日（金）に改善が完了した。（呉工業高校から送付された文書及び写真により確認済）

監 査 結 果（改善を求める事項）**【毒物及び劇物の管理について】**

毒物及び劇物の管理については、これまで、監査の指摘等により適正な管理を呼びかけ、教育委員会においては、平成24年度にすべての県立高等学校に対し「毒物及び劇物の適正な管理について」の通知を出すなど再三注意喚起がなされてきた。

また、当校については、前回監査時（平成21年5月執行）に同様の指摘（管理簿による適正な管理）を行い、今回の監査調書には、その取組状況として「在庫量を確認し、数量を正確に記録できる管理簿と日常点検表を作成し、定期的に確認する体制にした。」と記載されているにもかかわらず、上記指摘のとおり管理簿への記録及び定期的な点検が行われていなかったことは誠に遺憾である。

学校長は、毒物及び劇物の管理についての重要性を再認識するとともに、管理体制を再確認し、法律等に基づく厳格な管理を徹底する必要がある。

措 置 の 内 容

- ・平成25年度から平成26年度の2年間で、学校訪問による管理状況の点検・確認及び改善指導を行った。
- ・平成26年9月12日付で、全校に対し毒物及び劇物の適正な保管管理に係る通知を発出した。平成26年9月中に、全校管理職（校長）による、管理状況の一斉点検及びその報告を実施させた。
- ・教育課程ヒアリング（平成26年10月6日（月）～平成26年11月5日（水））において、全校の校長に対する指導を行った。（毒物劇物危害防止規定、管理簿及び点検表の写しを提出させ、記載内容に問題がある学校に対しては、指導し再提出させた。）
- ・呉工業高等学校については、平成26年10月10日（金）に学校長から毒物劇物危害防止規定、管理簿及び点検表の写しを提出させ、管理体制を再確認し、法律等に基づく管理が適正に行われていることを確認した。

10 県立西城紫水高等学校（監査年月日：平成26年8月19日）**監 査 結 果（指摘事項）****【委託契約における事務処理について】**

次の委託契約において、契約締結以降業務内容を変更していたにもかかわらず、変更契約を行わないまま業務が行われていた。また、契約書に定められた完了通知の提出を受けずに完了検査を行っていた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	西城紫水公舎4～6号確定測量登記・敷地調査業務（平成24年度）
-----	---------------------------------

措 置 の 内 容**【原因】**

委託契約において、業務内容を変更した場合に、業務内容の変更契約が必要であるということの認識不足だったこと。

また、契約書に定められた完了通知書の提出を受けずに完了検査を行ったことは、担当者の事務処理の認識不足と組織内でのチェックが十分でなかったこと。

【措置内容】

担当者は、監査後実施された会計・物品事務担当者研修に参加し、事務処理について再確認するとともに、組織内で今回の指摘事項の共有を図り、チェック体制を強化した。

11 県立尾道特別支援学校（監査年月日：平成 26 年 8 月 19 日）

監 査 結 果（改善を求める事項）	
【個人を受託者とする委託契約について】	
「しまなみ分校給食配膳等業務」について、個人と委託契約を締結し業務を委託しているが、就業場所、勤務日及び勤務時間の指定など、尾道特別支援学校しまなみ分校の実質的な指揮命令の下に業務が行われており、業務委託契約で必要とされる受託者の事業者性が認められる可能性が低いことから、業務執行形態を適正に見直す必要がある。	
措 置 の 内 容	
「しまなみ分校給食配膳等業務」について、平成 28 年度当初から適正な業務執行形態で実施できるよう検討している。	

12 県立庄原特別支援学校（監査年月日：平成 26 年 6 月 30 日）

監 査 結 果（指摘事項）	
【タブレット型端末の取り扱いについて】	
授業用に活用しているタブレット型端末に、教育用アプリケーション・ソフトを購入しダウンロードするためには、所定の利用記録簿により、事前に所属長の決裁を受けることとなっているが、この決裁を受けずにダウンロードを行っていた。適正な事務処理に努められたい。	
根 拠	iPad 取扱要領 3 アプリのダウンロード及びインストール
措 置 の 内 容	
【原因】	
iPad 取扱要領の施行時（平成 23 年度）に、iTunes Store 利用記録簿等を冊子にしてダウンロード担当者が保管していたが、人事異動や校務分掌の変更などにより担当者が変更してもその取り扱いが引き継がれていなかったことにより、所属長の決裁を受けずに教育用アプリケーション・ソフトを購入しダウンロードしていた。 また、事務長や事務担当者も iPad 取扱要領による取り扱いに精通していなかったため、iTunes カードの出納のみ行っていた。	
【措置内容】	
iPad 取扱要領の定めに基づき、iTunes Store 利用記録簿と出納簿との連携管理を含めて、事務引き継ぎを行い、今後、適切に事務処理を行うよう学校を指導した。	

13 公益財団法人広島県教育事業団（監査年月日：平成 26 年 12 月 18 日）

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>【ア 会計事務について】 会計事務について、次のとおり不適正なものがあつた。適正な事務処理に努められたい。 (ア) 埋蔵文化財発掘に係る調査報告書の売払いに伴う仕訳において、収入科目として雑収入（報告書売払収益）と預り金（送料）で処理すべきところ、これら全てを雑収入に含めて処理していたため、正味財産増減計算書の報告書売払収益の額と附属明細表におけるたな卸資産の内訳（頒布用報告書等）の払出し額が一致していなかつた。 また、当該指摘事項については、平成 22 年度の監査で誤りを指摘しているにもかかわらず、是正がされていなかつた。</p>	
根 拠	公益法人会計基準 第 1 総則 2 一般原則 (2)
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 平成 22 年度の指摘後は是正し、一旦は適正な処理をしていたが、翌年度の会計事務担当者が、この指摘内容及び会計事務処理を正しく理解できておらず、収入科目を誤って処理してしまった。</p> <p>【措置内容】 今回の指摘に基づき、収支科目を正しく修正処理した。 また、各機関の長及び会計担当者に適正な事務処理を行うよう周知を図り、以後適正に処理している。</p>	

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>【ア 会計事務について】 会計事務について、次のとおり不適正なものがあつた。適正な事務処理に努められたい。 (イ) 賞与引当金については、本来、賞与を支払う際に取り崩す処理を行い、賞与支給額から賞与引当金を差し引いた額を経常費用（賞与）として計上しなければならないが、期末に経常外収益として計上し取り崩していた。そのため、費用が過大に計上され、正味財産増減計算書の経常費用や経常外収益が正しく表示されていなかつた。</p>	
根 拠	企業会計原則 損益計算書原則一 A
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 従来の考え方を踏襲し処理していたため、誤った処理に気付かなかつた。</p> <p>【措置内容】 指摘については、「公益法人会計基準に関する実務指針（その 2）」の内容を会計担当者が理解し、適正に賞与引当金処理をしている。 経理上、費用の過大計上がなくなり、正味財産増減計算書において正しく表示されるようになった。</p>	

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>【イ 郵便切手類の管理について】 郵便切手類の管理について、郵便切手類出納簿に記載された監査日現在の現在高と現物の在庫数量が一致していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>	
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 消費税増税により、単価金額に変更があつたにもかかわらず郵便切手類出納簿の記入欄の増設をせず、消費税増前の欄に計上していたが、在庫確認時に枚数が一致していたために気付かなかつた。</p>	

【措置内容】

物品出納職員及び物品管理職員に指摘の内容を徹底し、郵便切手類出納簿の記入欄を増やし適正に処理するよう修正した。

物品管理職員及び物品出納職員は物品管理規則を熟知し、現物の受払時及び出納簿上の区分等、整理に集中して事務を行い、保管場所の統一及び在庫数量確認も共同で行うなどチェック体制を強化した。

監 査 結 果 (改善を求める事項)**【ア 現金の管理について】**

当座に必要な支払資金として、上限を5万円として手許現金を保管することを伺いで定めているが、現金管理者の指定等具体的な管理方法について規程等が整備されていなかった。

適正な現金の管理を行うため、他の公益財団法人の財務規程等を参考にして具体的な管理方法を明確にしておく必要がある。

措 置 の 内 容

伺い定めによる「手許現金」の取扱いを見直し、財務規程に盛り込むように改正した。
現金の管理及び現金管理者の指定等もこの規程の中に併せて整備し適正に処理している。
このことを各機関の長及び会計担当者に周知した。

監 査 結 果 (改善を求める事項)**【イ 修繕工事の実施方法について】**

県立総合体育館の修繕等については、特別なものを除き、施設管理を再委託している業者と随意契約を締結し、実施させている。

法人の財務規程において競争入札を原則としている1件250万円以上のものについては、競争性が確保されるよう努める必要がある。

措 置 の 内 容

県立総合体育館の修繕等の契約事務の処理については、財務規程に則して一般競争入札を含む競争性が確保されるよう事務手続きを行う事とし、監査指摘後、契約を締結した2件(平成26年度)について入札手続きを経ている。なお、平成27年度については修繕工事契約実績はなし。

その他の事業については、広島県契約規則に則した手続きで処理している。

【公安委員会】

1 警察本部（監査年月日：平成26年8月8日）

監 査 結 果（指摘事項）

【工事請負契約における事務処理について】

次の工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、あらかじめ市長に対し建設工事の通知を行うべきところ、これが行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（交通規制課）

契約名	淀水西交差点ほか2か所 信号機新設工事（平成25年度）
根 拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第11条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令 第8条第1項第2号

措 置 の 内 容

【原因】

建設リサイクル法の制度について、工事担当者の認識が不十分であったこと及び相互チェックできる仕組みがなかったことによる。

【措置内容】

再発防止のため、指摘事項及び建設リサイクル法の制度について工事担当者への教養を行った。

また、交通安全施設工事において必要な書類等を一覧のシートにまとめ、契約担当課・工事監督担当課の分担を明確化するとともに、業務・工事の進行管理を両担当課で共有化して、適正な事務処理を相互に確認する仕組みとした。

【選挙管理委員会】

1 選挙管理委員会事務局（監査年月日：平成 26 年 8 月 6 日）

監 査 結 果 (指摘事項)	
【委託契約の事務処理について】 次の委託契約について、公募型プロポーザルの審査により最優秀者が決定した後に作成すべき随意契約の執行伺が作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。	
委託業務名	平成 25 年 11 月 10 日執行予定の広島県知事選挙等臨時啓発事業
根 拠	公募型プロポーザル事務処理要領（平成 25 年 3 月 15 日制定）参考資料
措 置 の 内 容	
【原因】 所管課において、公募型プロポーザル事務処理要領の事務処理手順が徹底されていなかった。	
【措置内容】 同様の事案が生じないように、事務局内の全職員に事務処理手順の周知徹底を行った。	